



HOT/COOL Player

紛争・規制対応の問題における 経済分析の有用性

NERAエコノミックコンサルティング
ヴァイスプレジデント

石垣浩晶 Hiroaki Ishigaki



わ が国における法と経済学のかかわりの一般的理解は、経済分析は法や規制の設計において有益になるというものであろう。しかし、法や規制を所与とする企業がかかわる個別の経済紛争や規制対応の場面においても経済学を用いた分析は有用である。

た とえば、損害賠償の問題においては、原則的には違法（被疑）行為に影響を受けた実際利益と、当該行為がなかったときのなかりせば（but for）利益の差額（逸失利益）を算定する必要がある。カルテルにおける値上げ幅の合意文書のような直接的証拠がない場合には、逸失利益を推定するほかない。簡便的な方法の一つとして、当該行為が行われた前の利益と実際利益との差額を損害と認定する「前後理論」がよく知られているが、当該行為以外の条件の同一性が前提であって必ずしも有用ではない。損害額の推定に当たっては、当該行為以外のたとえば材料費や所得といった利益に影響を与える供給・需要要因も考慮した上で、当該行為が与えた損害だけを抽出する作業が不可欠であり、回帰分析やシミュレーション等による経済分析がきわめて有用である。こういった企業行動による価格・販売数量・利益等に与える影響の経済分析は、会社法・独占禁止法・金融商品取引法・特許法等にかかる企業行動の違法性の判断や損害賠償の問題、および、一般的な契約不履行にかかる損害賠償の問題に対して適用することが可能である。

ま た、経済分析は間接的証拠として供述・証言（聞き取り）や文書といった証拠を補完・検証する役割も有する。たとえば、カルテル事件における損害額の直接的な証拠として100円引き上げるという合意書があったとしても、買手の強力な交渉力のために、なかりせば価格と比べた真の値上げ額は100円未満かもしれない。このような事情を検討した経済分析が示されなければ、直接的証拠のみに依拠した評価が行われかねない。紛争の解決に当たっては、供述・証言や文書等の証拠だけでなく、経済分析による証拠も

検討していくことが有益になり得る。

経 済分析は、統計分析が誤差を含むことや、変数やモデルの選択によって結果が変わり得るため信頼できないという評価も散見されるが、科学的方法論を用いた妥当性の検証が可能であり、恣意的な結果にはなり得ない。供述・証言については、サンプリングの問題や質問の仕方によって回答が変化する問題が指摘されており、社内文書であっても、もともと記録がとられていない情報の存在や書類破棄・改変があるかもしれません、証拠の公平性や妥当性に深刻な問題が生じる可能性は否定できない。さらに、科学的方法で正当性を検証することが困難であるという欠陥もある。紛争における問題の内容や利用可能な資料やデータに応じて科学的な証拠利用の可能性についても複眼的に考えていくことが合理的である。

紛 爭解決に経済分析が役立つことは、逆に法令遵守や紛争予防の観点からも経済分析が有益であることを示唆している。たとえば、国際移転価格税制の問題であれば、関連者間取引の無形・有形資産取引にかかる移転価格ポリシーを確立することによって、無用な税務リスクを低下させることができる。また、企業間取引の契約を結ぶ際には、優越的地位濫用規制違反の回避や、将来的な経済環境の変化により発生し得る紛争を回避する取引条件を定めるために、経済分析が役立つ可能性がある。

企 業が直面する法的な経済問題は、複雑な市場競争の結果として表れているものが多く、わかりやすい証拠や単純な分析に基づく評価は容易で安価であるが、複雑な問題に対して誤った判断が行われるリスクが高いという欠陥がある。複雑な問題については、その複雑さを丁寧に解きほぐしていく分析が必要である。本誌において、上記のような問題意識に基づき、近年摘発が相次いでいる優越的地位濫用事件に関する経済分析についての論考を発表することも予定しているので、ご参照いただきたい。